

学 則

1 研修の目的

高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な介護サービスを提供するため、必要な知識、技術を有する介護員の養成を行い、広く福祉社会に貢献することを目的とする。

2 研修の名称

キャリアバンク高等職業能力開発校 介護職員初任者研修

3 研修の要旨

事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料(円・税別)	受講対象者
札幌市 A	昼間(平日)	8ヶ月	3ヶ月	30	6,000	北海道立札幌高等技術専門学院訓練生
札幌市 B	昼間(平日)	8ヶ月	3ヶ月	20	6,000	求職者支援訓練対象者
札幌市 C	通信昼間(土・日)	8ヶ月	4ヶ月	15	61,000	一般公募
札幌市 D	通信夜間(平日)	8ヶ月	4ヶ月	15	61,000	一般公募
岩見沢市	昼間(平日)	8ヶ月	3ヶ月	15	6,000	求職者支援訓練対象者
江別市	昼間(平日)	8ヶ月	1ヶ月	15	0	江別市介護人材養成支援事業有給研修生

会場所在地 ・札幌市中央区北 5 条西 5 丁目 7 番地 sapporo55 5F

・岩見沢市志文町 309 番地 51 ・江別市緑町西 1 丁目 103

受講料内訳 札幌 A/札幌 B/岩見沢市 講習料 無料、テキスト代 6,000 円(税別)
札幌 C/札幌 D 講習料 55,000 円(税別)、テキスト代 6,000 円(税別)

4 受講手続

① 募集時期

- ア 北海道立札幌高等技術専門学院訓練生
開講日の 2 ヶ月前から募集を開始し、1 ヶ月前に締め切る。
ハローワークで募集・申込みを受付。
- イ 求職者支援訓練対象者
開講日の 2 ヶ月前から募集を開始し、1 ヶ月前に締め切る。
ハローワークで募集・申込みを受付。
- ウ 一般公募
開講日の 2 ヶ月から募集を開始し、1 週間前に締め切る。
申込書は直接持参や郵送等にて受付。
- エ 江別市介護人材養成支援事業有給研修生
開講日の 2 ヶ月から募集を開始し、1 週間前に締め切る。
説明会参加者から面接を行い決定。

② 受講料納入方法

- ア 北海道立札幌技術専門学院訓練生
開講日当日に研修会場で直接払い込むこと。なお講習料は無料。
- イ 求職者支援訓練対象者
開講日当日に研修会場で直接払い込むこと。なお講習料は無料。
- ウ 一般公募
指定の期日までに研修会場で直接払い込むこと。
なお研修の開始までに入金がなかった場合は、受講を断る場合がある。

③ 受講料返還方法

受講前については、自己都合により研修を辞退する場合又は当校の都合により研修を中止した場合は受講料全額を返還します。研修開始後は、理由の如何を問わず受講料は一切返還しません。

5 カリキュラム 別紙 1 のとおり

6 主要テキスト 介護職員初任者研修課程テキスト（全 3 巻セット） （株式会社日本医療企画 6,000 円（税別））

7 修了認定

① 出欠の確認方法

各科目の担当講師は講義・演習開始時に出欠確認を行い、出席簿を記入する。
やむを得ず欠席する際は所定の届を提出してすること。また、遅刻・早退も欠席とみなすので所定の届を提出する事。

② 成績の評定方法

各科目（項目）の講義・演習については成績の評定は行わない。
ただし「9. ところとからだのしくみと生活支援技術」については講師による介護技術の評価を行い、A 評価が 7 割以上で合格とする。習得が不十分と判断されるものについては、合格基準に到達するまで再評価を行う。

③ 通信課題・面接指導の成績の評定について

通信課題については、3 回に分けて添削指導を行うこととし、各回とも 6 割以上の正答率をもって合格とする。不合格となった場合は、所定の課題により、基準を満たすまで添削指導を繰り返す。面接指導の講義・演習については、成績の評定は行わない。

③ 修了の認定方法

- ア 研修科目（項目）のすべてに出席しなければならない。なお、欠席した場合は補講を受講しなければならない。
- イ 通信課題については、課題の全てに合格しなければならない。
- ウ 「9. ところとからだのしくみと生活支援技術」については講師による介護技術の評価において A 評価が 7 割以上でなければならない。
- エ 受講者の知識・技術の習得が十分でないと講師が評価した場合は、補講を行い、到達目標に達するよう努め再評価する。
- オ 全科目修了時の修了評価（筆記試験）を合格しなければならない。
合格基準は、筆記試験の 6 割以上の正答率とする。
- カ 修了評価（筆記試験）の合格基準に満たない場合は再評価を行う。同一の筆記試験で再評価し 7 割以上の正答率を合格基準とする。再評価に係る費用は 2,000 円/回（税別）とし、再評価の試験回数の上限はない。

④ 修了証明書

- ア 修了が認定された者には、別紙 2 に定める修了証明書、携帯用修了証明書を交付する。
- イ 研修修了者から紛失、氏名の変更等により再発行に係る所定の申請があった場合は、修了証明書、携帯用修了証明書を再発行する。
 - ・再発行申請者は本人のみとし、代理は認めない。（12-①の規定による本人確認を行う）
 - ・なお、再発行に係る手数料として、1 通につき 1,000 円（税別）を受講者負担とする。

8 補講の取扱い

やむを得ない理由により受講者が講義科目を欠席した場合は、当該教科につき補講を実施する。補講の実施が困難であるときは、欠席した科目を担当する講師が定める課題を提出し、かつ対面での補講を受けることで出席として取り扱う。ただし、演習について欠席した場合には、補講を実施する。なお、補講に係る補講費用は 1,000 円/時（税別）と

し補講の上限はない。

9 退学規定

受講者が退学しようとするときは退学届を提出することとする。受講者が当校の規定を守らない、又は次の行為があったときには退学を命ずることがある。

- ①出席が常でなく、欠席、遅刻、又は早退が著しく多いとき
- ②施設の秩序や最適な受講環境を著しく乱したとき、又は乱す恐れがあるとき
- ③故意に施設の設備又は物品を防湿、毀損又は施設外に持ち出したとき
- ④法令違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、訓練受講者として相応しくないとき
- ⑤その他、訓練の受講継続が困難であるとき

10 講師

研修の講師は、添付3号様式の講師一覧に記載された者のみが務めることができるものとする。

11 実習施設

本研修において実習は行わない。

12 その他

①本人確認

研修初日に戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、運転免許証等の公的証明書の提示により、研修受講者が本人であることを確認し、その写しを保存する。

②修業年月の延長

北海道立札幌高等技術専門学院訓練生、求職者支援訓練対象者は、所定の期間を過ぎても延長は行わない。

一般公募対象者に限り、本人の申し出により、急病等やむを得ない事情と事務局が判断した場合のみ、修業年限を1年6ヶ月に延長することができる。

③個人情報の取り扱い

別紙2のとおり

(附則) この学則は令和4年2月1日より施行する